

日本学生支援機構 給付奨学金に新規申請する方

【高等教育修学支援新制度による授業料減免認定申請要領】 A様式1

日本学生支援機構給付奨学金を申請し採用された場合、採用区分に応じて授業料が減免されます。授業料の減免認定を申請する学生は、下記提出書類を必ず提出してください。

提出書類

● **A様式1**「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書」を提出

● **84円切手(結果通知用)1枚**

- ・窓口提出者:申請書提出時に封筒を配付します。84円切手を持参ください。
- ・郵送提出者:各自で長形3号の封筒(縦235mm×横120mm)を1枚準備し、封筒に学資負担者住所・学資負担者氏名・学生氏名・学生証番号を記入し、84円切手を貼付して申請書提出時に同封してください。

※マンション名・部屋番号まで記載してください。

切手貼付	郵便番号
学資負担者住所 学資負担者氏名 様 学生氏名 様	
学生証番号	

(注意事項)

1. 給付奨学金に申し込んだうえで、家計基準及び学力基準等を満たさなかったため認定を受けることができなかった者は、同じ期間、高等教育修学支援新制度の授業料減免対象者としても認定を受けることはできません。
2. 過去に給付奨学生に採用されたことがあり、現在区分外となって給付が止まっている方は給付奨学金新規申請はできません。審査の結果、区分の見直しで再び区分がついたら(給付受給中となったら)A様式2を提出ください。
3. 日本学生支援機構の給付奨学金を新規で申請し、授業料減免を希望する学生は全員提出が必要です。
4. 授業料の減免継続を希望する場合は年に2回(前期・後期)A様式2を提出していただきます。前期分(2月～3月予定)・後期分(9月～10月予定)に提出が必要です。
例)前期に給付奨学金を新規申請しA様式1を提出し、給付奨学生となった場合、後期はA様式2を提出。
5. 申請書は、窓口または郵送で受付します。窓口提出の場合は、受付期間内に持参してください。郵送提出の場合はレターパックライトで送付してください。

<郵送先>

〒790-8577 松山市文京町3番
愛媛大学 教育学生支援部学生生活支援課
学生生活支援チーム あて

品名に「A様式1在中」と記入。

日本学生支援機構の給付奨学金に新規申込み予定の方

学生証番号		氏名	
-------	--	----	--

※入学手続時は氏名のみ記入

大学等における修学の支援に関する法律による
授業料等減免の対象者の認定に関する申請書

A様式1

年 月 日

愛媛学校長 殿

私は、貴学に対し、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者としての認定を申請します。

申請にあたって、私は以下の事項を確認し、理解しています。

- ◆ この申請書の記載事項は事実と相違ありません。なお、申請書の記載事項に事実と相違があった場合、認定を取り消され、減免を打ち切られることがあるとともに、在学する学校から減免を受けた金額の支払を求められることがあることを承知しています。
- ◆ 授業料等減免の対象者の認定手続きにおいて、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「機構」という。）を通じ、愛媛大学が機構の保有する私の給付型奨学金に関する情報の送付を受けること、及び機構が愛媛大学の保有する私の授業料等減免等に関する情報の送付を受けることに同意します。
- ◆ 現在、他の学校において、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免を受けておらず、当該授業料等減免の対象者の認定申請中でもありません。

※以下のすべての項目を申請者本人が記入してください。（*を付した項目については、該当者のみ記入すること。）

申請者	フリガナ		入学年月	年 月 入学
	氏名			
	生年月日	(西暦) 年 月 日生 (歳)		
	現住所	〒 都道府県 市区町村		
	所属学部・学科等		学生証番号	
	学年	昼間・夜間の別	<input type="checkbox"/> 昼（昼夜開講を含む） <input type="checkbox"/> 夜	
	過去に本制度の支援を受けた学校名、期間(*)	(学校名)	(期間/月数)	年 月～ 年 月 / 月
	過去に本制度の入学金減免を受けたことがありますか。			ある ・ ない
	機構の給付型奨学金に関する情報 (いずれかの□に✓印を付け、右欄に該当する番号を記載してください。) ※予約採用の採用候補者は、機構からの通知のコピーを添付すること			
	<input type="checkbox"/> 予約採用の申込を行った者 【給付型奨学金の申込の受付番号（採用候補者となっていれば登録番号、給付奨学生となっていれば奨学生番号）】			
<input type="checkbox"/> 在学採用の申込を行った者 【給付型奨学金の申込の受付番号（給付奨学生となっていれば奨学生番号）】				

日本学生支援機構の給付奨学金に新規申込み予定の方

申請書の作成にあたっての注意事項

- イ 大学等における修学の支援に関する法律による修学支援は、授業料等減免と給付型奨学金により行うこととしております。このため、あらかじめ機構に給付型奨学金の申込みを行ってください。給付奨学金の申込みがない場合、授業料等減免の申請書類審査等に一定の時間を要します。
給付型奨学金の申込みを行わず（行う予定がなく）、「機構の給付型奨学金に関する情報」の欄を記入できない場合は、申請前に学生生活支援課窓口まで問い合わせてください。
なお、給付型奨学金と授業料等減免の認定の要件は同一であるため、給付奨学金に申し込んだ結果、認定を受けることができなかった（給付奨学生として採用されなかった）場合は、同じ期間、授業料等減免の支援についても受けることはできません。
- ロ 給付型奨学金に未申請のため、「機構の給付型奨学金に関する情報」の欄を記入することができない場合は、直近の給付型奨学金の申請期間内に申請を行い、速やかにその旨を本学に申し出てください。
- ハ 「機構の給付型奨学金に関する情報」の欄について、予約採用における採用候補者は、採用候補者決定通知の受付番号を記入するとともに、採用候補者決定通知のコピーを添付してください。
- ニ 過去に、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の支援を受けたことがある場合には、当該期間の月数を申告してください。
- ホ 入学年月について、編入学又は転学等により入学した場合は、その年月を記入してください。専攻科に在学している場合は、専攻科に入学した年月を記入してください。
- ヘ 申請書に記載された内容及び提出された書類の情報は、授業料等減免の認定及び本学が実施する経済支援のために利用します。また、今後の授業料等減免制度の検討のため、統計資料の作成に利用する場合がありますが、作成に際しては個人が特定できないように処理します。
- ト 申請にあたっては、学校から配付される冊子等をよく読み、本制度について理解したうえで行ってください。特に、次のことについて留意してください。
① 卒業まで自動的に授業料等減免を受けられるわけではなく、半年ごとに継続願を提出する等、必要な手続きがあること
② 定期的実施される収入・資産額等の判定により、支援額が変更となったり、支援が停止する可能性があること
③ 定期的実施される学業成績の判定により、支援が打ち切りとなったり、支援が遡って取り消される（減免が取り消されて授業料の支払いが必要となる）可能性があること
④ 本制度による授業料等減免又は給付型奨学金のいずれか一方でも受ける場合、日本学生支援機構の第一種奨学金（無利子）の利用にあたって当該奨学金の貸与上限額が変更されること
※ 貸与上限額の詳細は日本学生支援機構のホームページや資料に記載しています。